長岡京市上下水道部キャラクターに関する使用取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、長岡京市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が定めた長岡京市上下水道部マスコットキャラクター「水都(MITO)ちゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　キャラクターの使用を通して上下水道部のＰＲ又は上下水道事業についての理解を深めてもらうことを目的とする。

（色彩等）

第３条　キャラクターの色彩、図形及び設定等は「長岡京市上下水道部マスコットキャラクターデザインマニュアル」のとおりとする。

（権利）

第４条　キャラクターに関する一切の権利は、上下水道部に属する。

（使用申請対象）

第５条　上下水道部の広報宣伝活動および長岡京市の地域活性化に携わる官公団体、民間団体、教育団体、芸能団体、その他地域活性化を担う団体及び個人、民間企業等を使用申請対象とする。

（使用許可申請）

第６条　キャラクターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ長岡京市上下水道部キャラクター使用申請書（様式第１号）（以下「使用申請書」という。）に必要書類を添えて、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「長岡京市長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

⑴　長岡京市が業務で使用する場合

⑵　国又は地方公共団体が使用する場合

⑶　学校教育法第１条に規定する学校が教育の目的で使用する場合

⑷　報道関係機関が本市の報道又は広報の目的に使用する場合

⑸　報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙など）で、長岡京市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

⑹　名称のみを文中で使用する場合

⑺　その他長岡京市長が適当と認めた方法で使用される場合

２　キャラクターを商品（商用）に使用する場合は、使用申請書、使用販売計画書（様式第２号）及びサンプル品、もしくは形状やデザイン等が確認できる画像を併せて提出するものとする。

（使用の承認）

第７条　長岡京市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

⑴　法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき。

⑵　特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、又はその恐れがあると認められるとき。

⑶　不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

⑷　自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はその恐れがあると認められるとき。

⑸　長岡京市の品位を傷つけ、又はその恐れがあると認められるとき。

⑹　上下水道部が発注した事業であるような誤解を生む広告・宣伝等での使用が認められるとき。

⑺　その他、長岡京市長が使用について不適当であると認めるとき。

２　長岡京市長は、前項の規定による申請を承認するときは、長岡京市上下水道部キャラクター使用承認・不承認通知書（様式第３号）により通知するものとする。

３　長岡京市長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

４　使用承認の期間は、承認日から起算して２年を経過する日以後の最初の３月３１日までを上限とする。

（使用料）

第８条　キャラクターの使用料は、無償とする。

（使用上の遵守事項）

第９条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

⑵　長岡京市及びキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

⑶　指示された色、形式等に沿って正しく使用すること。

⑷　使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

⑸　商標登録出願を行わないこと。

⑹　商品等は、完成後、速やかに長岡京市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる画像の提出をもって代えることができる。

⑺　キャラクターを使用する場合、原則としてキャラクターの名称等を表記すること。
⑻　その他、長岡京市長が指示する使用条件に従うこと。

（使用承認の取消し等）

第１０条　長岡京市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用承認を取り消すことができる。

⑴　この要綱に違反したと認められるとき、又は違反することが判明したとき。
⑵　偽り、その他不正な手段により使用承認を受けたとき。
⑶　前各号に掲げることのほか、長岡京市長が不適当と認めたとき。

２　長岡京市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、長岡京市上下水道部キャラクター使用承認取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　第１項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該キャラクターを使用してはならない。

４　長岡京市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

５　長岡京市長は、使用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（損失補償等の責任）

第１１条　使用者がキャラクターの使用又はキャラクターを使用した商品等の瑕疵によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、上下水道部は損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わない。

２　使用者は、キャラクターの使用に際して、故意又は過失により上下水道部に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を上下水道部に賠償しなければならない。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。